

揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例懇談会報告

(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び
飛散の抑制のための取組の促進に関する条例
(要綱素案)への意見と対応

平成19年1月

はじめに

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の改善のため、固定発生源からの揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制することを目的とした大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成16年5月26日 以下「改正法」という。）が公布され、平成18年4月1日から施行されている。

この改正では、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の原因物質である VOC の排出抑制に当たっては、自主的取組を評価し、促進することを基本とし、法規制は限定的に適用するという、従来の公害対策にない新しい考え方に基づいて、「法規制」と「自主的取組」の双方の政策手法を適切に組み合わせて相乗的な効果を発揮させる（ベスト・ミックス）ことを基本とされた。

千葉県では、昭和61年度から千葉県炭化水素対策指導要綱によりVOC排出抑制指導を行っていること、光化学スモッグ注意報の発令日数が全国でもワースト上位で推移していること等の特別の事情を抱えている。このことから、同排出抑制指導を継続し、かつ、改正法が期待する自主的取組によるVOC削減を確保するため、同法による規制と適切に組み合わせることを期待している事業者の自主的取組に関し、本県の実状に合わせた自主的取組を促進するための条例の整備について検討することとなった。

そこで、本懇談会は、平成18年9月13日から4回にわたって会議を開き、事務局作成の「(仮称)揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(要綱案)」等について、検討を行った。

本報告書は、各委員の立場(学識者、企業代表者、学校関係者及び環境NPO)からの意見・提案とそれに対する事務局の考え方をまとめたものである。

本懇談会の意見が光化学スモッグ発生抑制の一助となることを期待する。

平成19年1月

千葉県揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例懇談会

会長 福岡 義隆

I 意見・提案と事務局対応

1 第1回懇談会

(1) 揮発性有機化合物の排出抑制の必要性について

No.1-1 意見	光化学スモッグ注意報の発令日数が、平成16, 17年度ともに28日だが、これを半分以下にもっていきような方向性がほしい。 今年度は発令日数が11日だが、この状態がもっと続くような方向にもっていきように政策の中に加えたほうが良い。
意見に対する考え方	環境省は、VOC排出抑制制度の導入時に実施したシミュレーション結果から、工場等の固定発生源からのVOCを3割程度削減することにより、光化学オキシダントの注意報発令レベルを超えない測定局の割合が6割から9割に向上するとしております。 本県においても、3割削減を目標としてVOC削減を促進していきたいと考えています。

2 第2回懇談会

(1) 条例整備の検討結果について

No.2-1 意見	自主努力の促進については、何らかのインセンティブがないと効果がないと思われる。 環境省のVOC排出抑制専門委員会報告には優良業者の顕彰ということが書いてあるが、県として特定の企業を顕彰することができないのか。
意見に対する考え方	顕彰には何らかの評価基準の設定が必要となります。 削減率を評価基準とした場合、①協定及び要綱による過去の削減量（対象地域が東京湾岸地域に限定され過去の削減量に地域的偏りがあること。）②改正法の排出濃度規制（義務）による削減 ③業種区分（自主行動計画の概要 経済産業省編）に大きく依存します。 また、過去の排出抑制取組が進んでいる工場・事業場ほど、自主的取組に係る削減が難しいと考えることができ、評価基準の設定は、非常に難しいものとなります。 自主努力の促進についてのインセンティブを与える方法としては、公表方法を工夫することで対応したいと考えています。

(2) 自主的取組の促進に関する条例（要綱素案）の構造について

<p>№.2-2 意見</p>	<p>Ⅲ 責務等において、「県民」の努力について規定しているが、県民のみならず、行政側の責任・責務の規定も必要ではないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>県の責務に「自ら率先して、揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制のための取組を行うように努めるものとする。」を追加します。</p> <p>具体的取組としては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条の規定による環境配慮物品調達方針に低VOC塗料、低VOC印刷インキを追加し、県の機関が塗料、印刷インキを使用するに当たっては低VOC塗料等を選択することにより、VOCの大気中への排出及び飛散を抑制する方向で検討を進めます。</p>

<p>№.2-3 意見</p>	<p>削減率の定義が分かりにくい。</p> <p>旧 削減率 基準年度におけるVOC排出量及び飛散量に対する計画年度におけるVOC排出量及び飛散量の割合</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>削減率の計算方法について、誤解を生じやすいので計算方法を改めます。</p> <p>新 削減率 $\{(\text{基準年度におけるVOC排出量及び飛散量} - \text{計画年度におけるVOC排出量及び飛散量}) / \text{基準年度におけるVOC排出量及び飛散量}\} \times 100\%$</p>

<p>N o .2-4</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組計画を変更したときは、定期的な実績報告だけでなく遅滞なく報告する必要があるのか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>原案では、自主的取組計画の提出は1回だけと考えていました。</p> <p>N o .3-10 の趣旨から毎年度、当該年度の自主的取組計画の報告をお願いするとともに、実績報告にVOC自主的取組計画に係る実績の評価を加えることとしました。</p> <p>このようなことから、自主的取組計画を変更したときは、遅滞なく変更報告をお願いすることとしました。</p>

3 第3回懇談会

(1) 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針について

<p>N o .3-1</p> <p>意 見</p>	<p>削減目標の考慮の中にNO_x等他の環境影響を入れるべきではないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>指針の第3 VOC排出抑制に係る自主的取組計画 の2自主的取組の主な内容</p> <p>④ 処理装置による手法 の後段に次の事項を加えることとします。</p> <p>「燃焼処理で助燃剤を使用する場合は、気体燃料等のクリーンな燃料の使用に努める。」</p>

<p>N o .3-2</p> <p>意 見</p>	<p>千葉県<small>の</small>光化学オキシダント<small>が</small>高い理由<small>は</small>ベンゼン、トルエン、キシレン<small>にあるのではないかと</small>考えている。</p> <p>一律30%削減<small>ではなくて、施設の中身によって削減率を定めるべきと思うが</small>どうか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>現時点では、物質単位又は施設単位<small>に削減率を設定する知見がありません。</small></p> <p>そこで、改正法<small>に導入された施策等の実施の指針であるベスト・ミックスに基づく自主的取組の促進を基本に、削減目標である3割を推進したいと</small>考えます。</p> <p>なお、ベンゼン<small>については、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」（平成13年6月改正：環境省、経済産業省）に基づき、京葉臨海中部地区（千葉市、市原市、袖ヶ浦市）において平成11年度を基準年度として、平成17年度で95%の排出削減が行われています。</small></p>

(2) 自主的取組計画・実績等の公表について

<p>N o .3-3</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組・実績等の報告様式<small>について記述的過ぎると</small>思うがどうか。</p> <p>実績報告様式第2表（その2）のVOC自主的取組計画<small>に係る実績の内容の部分について、もう少し書きやすい形にならないか。</small></p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>自主的取組・実績等の報告様式中 VOC 排出抑制対策（下記①～③）の記述部分<small>については、対策内容を対策メニューから選択する書式とし、記述部分は最小限と</small>します。</p> <p>① 自主的取組計画書の第2表（その2）VOC 自主的取組計画に係る対策の内容</p> <p>② 同計画書の第3表（その2）基準年度において揮発性有機化合物排出抑制対策を講じている場合のVOC対策の内容</p> <p>③ 実績報告書の第2表（その2）VOC 自主的取組に係る実績の内容</p>

<p>N o .3-4</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組・実績等の報告書の押印について</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>書面による報告の場合、原則として押印は必要となります。 ただし、押印に代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。 なお、電子申請の場合は、利用者登録、利用者 ID 及びパスワード等の設定が必要となります。</p>

<p>N o .3-5</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組・実績等の報告様式について、対策を講じても増産により排出量が増加することがあり、それらの理由を明記すべきでないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>実績報告様式に、削減目標に対する実績の自己評価を選択式及び記述式で追加することとします。</p> <p>実績報告様式の第2表にその3を追加し、削減目標の達成に困難な問題がある場合等について、その課題と対策を記述することとします。</p>

<p>N o .3-6</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組計画様式の第3表（その1）平成12年度以前から揮発性有機化合物排出抑制対策を講じている場合の VOC 排出量及び飛散量等について、初期から対策を講じている場合、講じていなかったとして記入してよいのか。</p> <p>その場合、対策前年度における VOC 排出量等の数値の設定をどうするのか。</p> <p>この第3表の書き方を整備してほしい。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>対策前年度の設定や対策前年度における VOC 使用量並びに VOC 排出量及び飛散量の設定は、① 多くの協定工場・要綱工場で20年以上前のものであること（昭和60年度から指導開始）② その間における原材料の転換、生産量の増加が想定されることから各工場・事業場において難しいと考えられます。</p> <p>そこで、対策前年度における VOC 排出量及び飛散量の基準年度の比率に代えて、基準年度における処理回収率及び基準年度までに、固定屋根式タンクを浮き屋根式タンク又は内部浮き屋根式タンクに改造したタンクの基数を記入することとします。</p> <p>【処理回収率】</p> <p>① VOC 使用量</p> <p>② VOC 排出量及び飛散量</p> <p>処理回収率 = $((① - ②) / ①) \times 100\%$</p>

<p>N o .3-7</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組計画・実績等の公表について、県民に分り易い公開を考えてほしい。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>公表については、次の形態を考えています。</p> <p>① 記者発表（毎年度1回、②の内容をまとめたもの）</p> <p>② ホームページ公表（毎年度更新）</p> <p>・名称、所在地、業種区分、削減計画、実績値等を表形式にまとめたもの。</p> <p>③ 開示請求（自主的取組・実績報告書の本文を開示）</p> <p>公表に当たっては、数値の意味の解説等を付け加え、県民に分り易いものとしします。</p>

<p>№.3-8</p> <p>意見</p>	<p>自主的取組計画・実績等の公表について、個々の工場・事業場だけでなくトータル的な傾向の評価が必要ではないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>全工場・事業場について業種区分ごとに集計した資料を作成し、併せて公表します。</p> <p>また、№.3-7と同様に、県民に分り易いものとします。</p>

<p>№.3-9</p> <p>意見</p>	<p>自主的取組計画・実績等の報告様式について、もう少し具体的な書き方を示したら良いのではないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>№.3-3及び3-6に示すとおり、より書き易いものとします。</p> <p>さらに、次の①～③の内容の「(仮称)事業者のためのVOC排出抑制の手引き」を作成し、事業者説明に使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本条例に関連する法令 ② 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針 ③ 自主的取組計画・実績報告書の作成方法（記入例を例示）

<p>N o .3-10</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組計画書の提出は1回だけで良いのか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>原案では1回だけと考えていました。</p> <p>しかしながら、目標年度の削減目標に向けて計画的かつ段階的に達成するため、計画、実行、検討・評価、見直しのサイクルが必要と考え、「実績報告」に自己評価を追加するとともに、「自主的取組計画」を毎年度報告することとしました。</p> <p>なお、「自主的取組計画」については、毎年7月末までに当該年度の取組計画を報告し、「実績報告」については、毎年7月末までに前年度実績を報告することとします。</p>

4 第4回懇談会

- (1) (仮称) 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(要綱素案)への意見と対応について

<p>N o .4-1</p> <p>意 見</p>	<p>本条例(要綱素案)への意見と対応(案)の「はじめに」の部分に「VOC」の説明を加えるべきである。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>「はじめに」の2段目に次のように加筆します。</p> <p>固定発生源からの揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制する・・・</p> <p>この改正では、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の原因物質であるVOCの排出抑制に当たっては、</p>

<p>№.4-2</p> <p>意見</p>	<p>自主的取組実績報告書（案）第2表（その1）揮発性有機化合物（VOC）自主的取組計画に係る VOC 排出量及び飛散量等の表中計画年度・実績年度の欄は分かりにくい。年度を共通にして計画値・実績値としてはどうか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>同表中計画年度・実績年度の欄について、年度を共通にして計画値・実績値とします。</p>

<p>№.4-3</p> <p>意見</p>	<p>本条例（要綱素案）への意見と対応（案）の No.3-9 の意見に対する考え方の「（仮称）事業者のための VOC 排出抑制の手引き」は「（仮称）事業者のための VOC 排出抑制報告書作成の手引き」とするべきはでないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>次の①～③の内容の「（仮称）事業者のための VOC 排出抑制の手引き」を作成し、事業者説明に使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本条例に関連する法令 ② 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針 ③ 自主的取組計画・実績報告書の作成方法（記入例を例示）

<p>No.4-4</p> <p>意見</p>	<p>(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(要綱素案)のVI自主的取組計画・実績等の公表の【解説】1 公表する事項について自由度を持たせたらどうか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>【解説】1 公表する事項に次の項目を追加します。 ⑧ その他 VOC 排出抑制に資する事項</p>

<p>No.4-5</p> <p>意見</p>	<p>本条例(要綱素案)への意見と対応(案)のNo.5-3等中の「揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者」の表現は分かりにくい。規模未満の事業者という表現を入れたらどうか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>意見 No.5-2 及び 5-3 について、「揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者」は「揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者(報告対象規模未満の事業者)」と表現します。</p>

<p>N o .4-6</p> <p>意 見</p>	<p>自主的取組計画書（案）の第2表（その2）VOC 自主的取組計画に係る対策の内容について、目標年度である平成22年度を目指した長期的な対策の内容はどこに記載するのか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>第2表（その2）の下部の記述式記入欄に記入するようにお答えしましたが、基準年度から目標年度において実施する新たな対策の内容を追加することとします。</p>

<p>N o .4-7</p> <p>意 見</p>	<p>（仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（要綱素案）のⅡ 定義の表Ⅱ－1 対象施設の項6から8のクリーニング施設、工業用製品洗浄施設及び動植物油脂製造施設について処理回収した溶剤を再使用する場合の使用量について誤解を与えないように整理する必要がある。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>クリーニング施設、工業用製品洗浄施設及び動植物油脂製造施設等で処理回収したVOCを再使用する場合の考え方について、要綱素案にその取扱量と使用量の概念図を追加します。</p> <p>なお、処理VOCを再使用する場合のVOC使用量は、 ①新規溶剤補充量＋②回収溶剤使用量 とします。</p>

5 その他

(1) 自主的取組の促進に関する条例（要綱素案）について

N o .5-1 意 見	IV自主的取組計画・実績の報告に係る「VOC の排出及び飛散の抑制のための自主的取組計画書」の計画年度は平成22年度及び当該計画書提出時から5か年後の当該年度としている。 条例施行後6年を過ぎると計画値のない実績報告のみの提出となってしまう。
意見に対する考え方	N o .3-10 の問題も含めて、 「自主的取組計画」については、毎年7月末までに当該年度の取組計画を報告し、「実績報告」については、毎年7月末までに前年度実績を報告することとします。

N o .5-2 意 見	VI自主的取組計画・実績等の公表の②揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者（報告対象規模未満の事業者）からの報告は、自主的取組計画及び実績ともに必要か。
意見に対する考え方	揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者（報告対象規模未満の事業者）からの自主的取組計画の報告は任意ですが、計画内容の信頼性を確保する必要から、当該事業者については、実績報告とその根拠となる記録保存を義務付けることとします。

<p>N o .5-3</p> <p>意 見</p>	<p>VI自主的取組計画・実績の報告義務 の④(旧)の根拠となる事項の記録保存義務については、揮発性有機化合物取扱事業者のみならず、揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者（報告対象規模未満の事業者）で自主的取組計画・実績報告の公表の求めがあった者にも適用すべきではないか。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>N o .5-2 の意見に対する考え方から</p> <p>VI自主的取組計画・実績の報告義務 の④(旧)に記録保存義務が課される者として揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者（報告対象規模未満の事業者）であって自主的取組計画・実績報告の報告を行った者を加えることとします。</p> <p>したがって、自主的取組計画・実績の報告を行った全ての事業者に記録保存義務が適用されることとなります。</p>

<p>N o .5-4</p> <p>意 見</p>	<p>VI自主的取組計画・実績等の公表の②(旧)で、「①に掲げる事項の報告を受け、公表の求めがあった場合は、当該報告を受けた事項を公表しなければならない。」としているが、公表の求めがあった場合の検討が不十分である。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>揮発性有機化合物取扱事業者には該当しませんが、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組を行う事業者が想定されます。</p> <p>このような取組も誘導できれば揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制が一層図られると考えられることから、事業者からの報告があれば、知事は公表しなければならないこととしました。</p>

<p>№.5-5</p> <p>意見</p>	<p>№.3-7 の県民に分かり易い公表資料作成の趣旨から、Ⅵ自主的取組計画・実績等の公表において、業種区分ごとの集計等が考えられる。 また、新設・既設の区分別集計も考えられる。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>Ⅵ自主的取組計画・実績等を公表する事項に「揮発性有機化合物取扱事業者の業種名」を加えることとします。</p> <p>また、報告内容に設置年月を追加し、自主的取組計画書の第1表及び実績報告書の第1表を揮発性有機化合物取扱施設の種類ごとの数及び設置年月とします。</p>

<p>№.5-6</p> <p>意見</p>	<p>Ⅲ責務における事業者の概念が分かりにくい。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>揮発性有機化合物を取り扱う事業者を「事業者」とします。</p>

<p>N o .5-7</p> <p>意 見</p>	<p>V 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針に「指針に定める事項」を加えるべきである。</p> <p>また、指針と揮発性有機化合物を取り扱う事業者の関係を示すべきである。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>Vに次の事項を加えます。</p> <p>② ①の指針においては、次の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的取組に関する基本的な事項 ・ 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量の削減に関する目標 ・ 自主的取組の方法 ・ その他必要な事項 <p>⑤ 事業者は、①の指針に基づき、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を自主的に行うよう努めるものとする。</p>

<p>N o .5-8</p> <p>意 見</p>	<p>X 別表（揮発性有機化合物取扱施設）において、炭化水素対策指導要綱で使用施設とされた、塗装施設から動植物油脂製造施設の6施設のうち、クリーニング施設については、他の5施設と生産工程上関連がないと思われる。</p>
<p>意見に対する考え方</p>	<p>クリーニング施設は、他の施設と生産工程上関連がないと考えられることから、規模要件の設定に当たっては分離することとします。</p>

II 千葉県揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例検討懇談会委員

(区分毎に五十音順)

区 分	氏 名	現 職
学 識 者	○ 長尾 啓一	千葉大学総合安全衛生管理機構 機構長・教授
	◎ 福岡 義隆	立正大学地球環境科学部 教授
企業代表者	相原 善典	J F E 鋼板 (株) 千葉製造所 環境安全室長
	植木 智也	三井化学 (株) 市原工場茂原センター 技術部生産技術グループ 主席部員
	鎌田 和樹	新日軽 (株) 船橋製造所 事務課環境担当
	沢田 直行	旭硝子 (株) 千葉工場環境安全部 主幹 環境管理グループリーダー
学校関係者	石橋 百代	船橋市立湊町小学校 校長
	岩崎 智恵子	千葉市立寒川小学校 校長
環境NPO	桑波田 和子	環境パートナーシップちば 会計
	辻川 毅	環境カウンセラー千葉県協議会 理事

◎ 会長 ○ 副会長

III 開催状況

第1回 平成18年 9月13日 場所：千葉県自治会館4階中ホール

第2回 平成18年10月25日 場所：千葉県自治会館4階中ホール

第3回 平成18年11月24日 場所：千葉県自治会館4階中ホール

第4回 平成18年12月22日 場所：千葉県自治会館4階中ホール